

農地の賃借料情報の公表について

令和4年12月末現在
高山市農業委員会

令和4年中に締結（告示）された農地の賃借料について、農地法第52条に基づき下記のとおり区分毎に集計し、平均額、最高額及び最低額を公表します。

地域・地目別（賃借料無償の貸借は収集対象外）

地域	田（水稲作付け）				畑（転作田含む）			
	賃借料(円/10a)			筆数	賃借料(円/10a)			筆数
	平均	最高	最低		平均	最高	最低	
高山	9,500	17,300	3,000	95	13,500	20,000	9,000	34
丹生川	13,100	18,000	6,000	27	17,400	40,600	5,000	11
清見	2,100	3,000	2,000	22	13,100	15,000	2,000	14
荘川	(2,000)	(2,500)	(2,000)	(117)	(2,000)	(2,000)	(2,000)	(8)
一之宮	6,800	8,000	3,600	5	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(1)
久々野	5,200	9,100	2,200	53	4,100	10,500	2,900	43
朝日	6,700	10,000	5,000	3	(4,900)	(6,000)	(3,700)	(13)
高根	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)	(5,000)	(5,000)	(5,000)	(1)
国府	9,300	20,000	3,000	139	4,400	8,000	2,300	8
上宝	4,700	10,000	1,300	26	7,500	7,500	7,500	4
市全体	8,300			370	9,200			114

※1（ ）は令和4年中に対象となる案件がない場合に、令和3年以前で、その直近年の数値を表示しています。なお市全体数値には、令和3年以前で直近年の数値は含めていません。

区画面積別（国府地域・田）

面積	平均	最高	最低	筆数
10a未満	7,700	20,000	3,000	91
10a以上 20a未満	11,100	16,400	5,700	35
20a以上	12,900	20,000	3,000	21

※参考：使用貸借（無償）による権利設定筆数 188筆（全体の約28%）

（1）集計区分

- ・地目の区分は、田と畑とする。
- ・地域の区分は、旧市町村区域とする。
- ・区画面積が明確でデータ数が多いものについては面積別区分を公表する。

（2）賃借料データの収集

- ・収集の対象は、市または農業委員会に提出された賃借料情報とする。
- ・賃借料無償の貸借は、収集の対象外とする。
- ・著しく高額あるいは低額である賃借料情報については、集計の対象外とする。

（3）賃借料情報について

- ・毎年1月～12月に効力の発生した賃借料情報を収集し、4月中に提供する。
- ・この賃借料情報は、農地の貸し借りをする場合の参考のために賃借料情報を集計したものであるが、個別事情等を踏まえたうえで決定するよう注意願います。